第3466号（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 3月 3日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 事業承継円滑化対策

Q：平成21年度の税制改正では、自社株の納税猶予を含めた事業承継対策が進められるとか。どのようになるのですか？

A：相続税の納税猶予のほかに、遺留分減殺請求の見直し、事業承継に伴う金融支援制度の創設などが行なわれます。

【解説】

平成21年度の税制改正では、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度が創設され、課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予が行なわれることが、今年度の税制改正において明らかにされています。

これは、中小企業が抱える事業承継を支援するものですが、このほかにも、民法の特例及び金融支援策が取られることになっています。

概要は、次のとおりです。

① 民法の特例

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続きを経ることを前提に、次の民法の適用を受けることができる。

- 生前贈与株式を遺留分の対象から除外
- 生前贈与株式の評価額を予め固定

② 金融支援策

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、一定の中小企業者及び代表者に対して次の特例が設けられる。

- 中小企業信用保険法の特例
- 日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫法の特例